

(令和8年4月1日 採用予定)

北見市職員採用候補者試験（後期）実施要領

(兼 北見市育児休業代替任期付職員採用候補者試験実施要領)

この実施要領をよくお読みのうえ、原則、インターネットによりお申込みください。

1 試験概要

(1) 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年9月12日（金）まで

(2) 申込方法

原則、インターネットによる申込み（受付期間中、24時間申込可能）

(3) 試験日程

第1次試験

①録画動画面接 (Web提出)

受験票送付後から令和7年9月21日（日）までの期間で各自受験

※試験申込の受領後、受験票及び録画動画面接用URLを各受験者に送付します。

②一般教養試験

令和7年9月21日（日） (会場：北見市)

※令和7年度の試験は、北見市会場のみでの実施となります。

③体力検査（消防職のみ）

令和7年9月21日（日） (会場：北見市)

第1次試験合格発表

令和7年10月3日（金）

第2次試験

・個別面接試験

令和7年10月下旬（予定） (会場：北見市)

第2次試験合格発表

令和7年11月上旬（予定）

2 募集する職種、試験区分、人数及び受験資格

応募する職種・試験区分に応じた要件を満たした方が受験できます。その際、受験できる職種・試験区分はひとつのみとなります。

また、この試験の第1次試験を受験した人は、北見市が令和7年度に実施する他の職員採用候補者試験（育児休業代替任期付職員及び会計年度任用職員の試験を除きます。）において、同一職種同一区分での受験をすることはできません。

※令和7年度に実施した北見市職員採用候補者試験（前期）の1次試験を受験した人は、この試験において同一職種同一区分での受験はできません。

(1) 募集職種及び人数

職 種		試験区分	募集人数
事 務 職		大学卒	5名程度
		短大卒	
		高校卒	
		社会人経験者	
		障がい者	
技 術 職	土 木 技 術 職	大学卒	5名程度
		短大卒	
		高校卒	
		社会人経験者	
資 格 ・ 専 門 職	保 育 士		若干名
消 防 職		大学卒	5名程度
		短大卒	
		高校卒	

(注)

(1) 最終学歴による試験区分でしか受験できません。最終学歴には中退した学校は含まれません。

(2) 次の①から④のいずれかに該当する人は受験できません。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②北見市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とする人以外）

(3) 日本国籍を有しない方は、消防職を除く職種について受験することができますが、就業が制限されている在留資格の方は受験できません。日本国籍を有しない方が採用された場合には、採用後に従事できる職務内容が一部制限されるほか、課長職以上の職（一部の係長職を含む。）に昇任することはできません。

(2) 学歴及び年齢要件

試験区分（職種）	学歴及び年齢の要件
大 学 卒 (事務職、技術職、消防職)	学校教育法に基づく大学を卒業若しくは令和8年3月末までに卒業見込みの人、又はこれと同等以上の学力を有すると認める人で、 平成7年4月2日以降 に生まれた人
短 大 卒 (事務職、技術職、消防職)	学校教育法に基づく短期大学・高等専門学校・専修学校の専門課程（修業年限2年以上）を卒業若しくは令和8年3月末までに卒業見込みの人、又はこれらと同等の学力を有すると認められる人で、 平成9年4月2日以降 に生まれた人（最終学歴が大学卒の区分に該当する場合を除く）
高 校 卒 (事務職、技術職、消防職)	学校教育法に基づく高等学校を卒業若しくは令和8年3月末までに卒業見込みの人、又はこれと同等の学力を有すると認める人で、 平成11年4月2日以降 に生まれた人（最終学歴が大学卒又は短大卒の区分に該当する場合を除く）
社 会 人 経 験 者 (事務職、技術職)	（職務経験を持ち、有用な知識や経験・スキルを身につけた即戦力となる人材を求めます。） <u>次の①及び②のいずれも満たす人</u> ①学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人、又はこれらと同等の学力を有すると認める人で、次のア～ウの学卒区分に応じて定める期間に生まれた人 ア 大学卒）昭和55年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた人 イ 短大卒）昭和55年4月2日から平成9年4月1日の間に生まれた人 ウ 高校卒）昭和55年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた人 ②令和8年3月末現在で民間企業等における職務経験年数等の要件（4ページ「(4)社会人区分における職務経験年数要件について」）を満たす人
障 が い 者 (事務職)	<u>次の①及び②のいずれも満たす人</u> ①次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている人 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（1級～6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書 ※手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であること。 ※身体障害を有する旨の診断書又は意見書のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫又は肝臓の機能の障害について、指定医によるものに限る。 ②学校教育法に基づく高等学校以上を卒業若しくは令和8年3月末までに卒業見込みの人、又はこれらと同等以上の学力を有すると認める人で、昭和55年4月2日以降に生まれた人
保 育 士	昭和55年4月2日以降 に生まれた人

(3) 資格等の要件

応募する職種、試験区分により、次の資格等の要件を満たしている必要があります。

職 種	資格等要件
技 術 職	申込分野に関する学科を専攻しているか、関係する資格を有している人
保 育 士	保育士の資格を既に有している人、又は令和8年3月末までに取得見込みの人

(4) 社会人経験者区分における職務経験年数要件について

社会人経験者区分の受験には、次の①及び②条件をいずれも満たすこと。

①令和8年3月末現在で、同一の民間企業等に継続して正規職員等として在職した期間が
5年以上を満たすこと。

※正規職員等には、契約社員、地方公務員法第22条の2に規定される会計年度任用職員、
地方公務員の育児休業等に関する法律第6条に規定される育児休業等任期付職員などのうち
正規職員と同程度の職務内容であり、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上のものを含む。

※育児や病気による休職期間については、在職は継続しているものとするが在職期間の
計算からは除く。

②技術職で受験する場合、次の職務経験又は資格を有していること。

土木分野	次のいずれかの職務経験 ア 土木工事の設計又は施工管理 イ 市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務
------	--

(5)【※消防職のみ】 身体等に関する要件

- ・ 消防職は、次の身体等に関する要件を満たす人が受験可能です。
- ・ 消防職の受験者を対象に体力測定を行います。その際に、身体等の要件について測定・検査を行います。要件を満たさないと判断された場合は、不合格となります。

身 長	男性：おおむね160cm以上 / 女性：おおむね155cm以上
体 重	男性：おおむね50kg以上 / 女性：おおむね45kg以上
胸 囲	おおむね身長 $\frac{2}{3}$ 以上
視 力	視力（矯正含む）が、両眼で0.7以上かつそれぞれ0.3以上。 赤色、青色及び黄色の色彩が識別ができること
聴 力	左右とも正常であること（2m以上の距離で低語が聞き取り可能であること）
そ の 他	消防職員として職務遂行に必要な身体（四肢関節機能を含む）及び体力を有していること。

3 業務内容等

職 種	業務内容等
事 務 職	市長部局をはじめ、教育委員会や上下水道局、行政委員会事務局に配属され、総務（庶務、経理、広報、人事など）、防災、税務、福祉、まちづくり、その他行政事務全般の業務に従事します。
土 木 技 術 職	都市建設部や上下水道局、その他の関係職場に配属され、土木や上下水道工事の設計、工事監理、道路や公園等の公共土木施設の維持管理などの業務に従事します。
保 育 士	主に保育園や認定こども園に配属され、乳幼児の保育業務や地域の子育てにおける支援・推進事業などの業務に従事します。
消 防 職	北見地区消防組合に派遣され、消防本部、消防署（北見市内）に配属され、消火・救助活動、救急活動、予防広報、防火査察、消防用設備等の設置指導、危険物の規制、建物への立入検査等の防火などの消防業務に従事します。

4 試験科目、日時・場所

(1) 第1次試験

試験科目	試験内容	試験日時
録画動画面接	人物の人柄や意欲等について録画動画により評価します。	受験URL送付後から 令和7年9月21日(日)まで
	※録画動画面接とは、上記期間において、受験者各自が都合の良い日時にスマートフォン又はパソコンで専用のインターネットサイトへアクセスしたうえで、設定されている質問に対する回答を録画し、送信する面接方法です。詳細は7ページ「◎録画動画面接における留意点」をご確認ください。	

※録画動画面接の受験URLについては、申込後、受験票と併せてお知らせします。

期限後の受験はできませんので早めの受験申込みをお勧めします。

試験科目	試験内容	用意するもの
一般教養試験	一般教養及び知能についての筆記試験	・受験票 ・鉛筆(HB) ・消しゴム
	試験会場	試験日時
	・北見市役所本庁舎会場 (北見市大通西3丁目1番地1) ・北見市保健センター会場 (北見市大通西2丁目1番地) ・北見市上下水道局庁舎会場 (北見市中ノ島町1丁目4番1号) ※今年度の採用試験については上記の現地会場のみでの実施となります。試験会場は受験票の送付に併せてお知らせします。	令和7年9月21日(日) ① 9時30分開始 ② 14時00分開始 ※①又は②のいずれかの指定する時間での受験となります。時間等の詳細は受験票の送付に併せてお知らせします。

試験科目	試験内容	用意するもの
体力検査 (※消防職のみ)	スポーツ庁の新体力テストを参考に独自の検査項目を加えた体力検査	・受験票 ・運動靴 ・運動着(上下) ・スポーツタオル
	試験会場	試験日時
	北見市小泉地区市民トレーニングセンター (北見市春光町2丁目205番地1)	令和7年9月21日(日) 13時30分開場 14時00分開始 ※消防職の受験者は体力検査の受験のため、一般教養試験の受験時間は上記①の時間となります。

◎ 録画動画面接における留意点

手順	内容
事前準備	・カメラ機能がついたパソコン又はスマートフォンを準備してください。(IDやパスワードが不要なため、ご自身のものでなくても利用できます。)
URLにアクセス	・受験申込後、受験票の送付と併せてお知らせするURLにアクセスしてください。 ・アクセス後、利用規約及びプライバシーポリシーに同意のうえ、「メールアドレス」、「姓」、「名」、「生年月日」を入力し面接を開始してください。 ※メールアドレスは本人確認のため、試験申込みに登録したものと同一メールアドレスを入力してください。
動画撮影	・録画動画面接のチュートリアルが表示されますので確認してください。 ・表示される内容に従い、面接を開始してください。 ・動画を撮影するときは次のことに留意してください。 ①明るい場所で撮影してください。 ②雑音が入らない場所で撮影してください。 ③カメラを固定し、できるだけ映像がブレないようにしてください。 ④上半身より上を撮影し、正面を向いてよく表情が見えるようにしてください。 ⑤背景はポスターなど余計なものが映らないようにしてください。 ⑥帽子やマスクを外して回答してください。 ⑦カメラから視線を外さず回答してください。 ・撮影した内容を「面接内容の確認」から確認してください。
動画送信	・「面接内容の確認」の画面で「送信」ボタンを押すと回答が送信されます。「送信」ボタンを押すまでは、「やり直す」ボタンから撮り直しができますので、納得がいくまで何度でも撮影可能です。 ・動画の送信については各受験者1回限りとします。同一の受験者から複数回の動画送信がされた場合は、原則、最初の動画を採用します。送信誤りがないよう十分に確認のうえ、「送信ボタン」を押してください。 ・「送信」ボタンを押すと、撮影内容が送信されます。送信が完了すると「面接データを送信しました。」と表示され受験完了となります。 ※動画受付の連絡は行いません。動画送信の証明として当該画面のスクリーンショットなど保存をおすすめします。

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象とする)

職種	試験科目	日時	場所
全職種	個人面接試験	令和7年10月下旬(予定)	北見市役所本庁舎

※第2次試験の日時及び場所については、変更になる場合があります。

詳細は、第2次試験の対象者に通知します。

※**第2次試験の対象者**には、卒業(見込み)学校等で発行される「成績証明書(卒業後5年を経過して取得困難な場合は単位修得証明書)」、「卒業(見込み)証明書」を提出していただきます。大学院修了(見込み)者は大学及び大学院両方の成績証明書及び卒業・修了(見込み)証明書を提出してください。第1次試験の合格発表から提出期限までの期間が短いため、証明書はあらかじめご用意ください。

「技術職を申込みの方で、関係する資格により受験する方」、「資格・免許職を申込みの方で、既に資格・免許を有している方」は、その資格・免許を客観的に確認できる書類の写しを提出していただきます。

※**第2次試験の対象者**には、申し込んだ職種・試験区分の志望動機等を提出していただきます。第1次試験の合格発表から提出期限までの期間が短いため、次の設問の回答はあらかじめご用意ください。

提出方法は、第1次試験の合格発表時にお知らせします。

【志望動機等の設問】

内容	事務職 技術職	資格・ 専門職	消防職
セールスポイント、趣味や特技、短所や改善したいところ、改善するために取り組んでいること（200字以内）	○	○	○
力を入れて取り組んできたことについて、取り組んできた内容や取り組み期間、取り組みの成果や結果（150字以内）	○	○	○
学校生活や社会生活について）1. 最も印象に残っていること、2. クラブ・サークル活動、生徒会活動等、3. それにおける、成功体験と学んだこと、4. 失敗体験と学んだこと（350字以内）	○ ※社会人 経験者区 分以外	○	○
周囲の仲間と協力して成果や達成感を得た体験（200字以内）		○	○
様々な公務員の職がある中で北見市職員を志望する理由（200字以内）		○	-
自身に適性があると思う分野、逆に適性がないと思う分野について、それぞれ理由とともに記入（300字以内）		-	-
5年後、10年後のキャリアプランについて自由にかつ具体的に記入（200字以内） （※試験区分により一部内容が異なります。）		-	-
それぞれの職種を志望する理由（250字以内）	-	○	○
在学中に行った職種に応じた実習の期間、内容、実際に行った業務の内容について（既卒者で職種に応じた業務経験がある場合は、その期間、内容、実際に行った業務について）（250字以内）	-	○	-
理想とする消防職員像（200字以内）	-	-	○
採用された場合、消防職員として北見市民の生活向上のため、自身の経験をどのような分野でいかしたいか、具体的に記入（250字以内）	-	-	○
併願の有無	○	○	○
人生で注力してきた活動とその理由について。また、その活動にどのような想いで取り組み、その結果何をえたか（300字以内）	○ ※社会人 経験者区 分のみ	-	-
人生で最大の困難や挫折について。また、それに直面したとき何を思い、どう乗り越えたか（300字以内）		-	-
転職する動機について、また、過去に転職したことがある場合の動機について（300字以内）		-	-
今までの職場で上司や部下（後輩）、関係者（顧客や取引先など）との関わりで意識してきたこと、感じたことについて（300字以内）		-	-
社会人区分で採用された数年後には、係長、課長職を担うことが期待されるが、そのことについて自身のPRを自由に記入（300字以内）		-	-

5 申込方法

(1) 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年9月12日（金）まで

※インターネットで申込みすることが困難な方は郵送での申込みが可能です。郵送での申込みには別途申込書が必要となります。詳しくは北見市総務部職員課(電話 0157-25-1113)へお問い合わせください。
※郵送での申込みの場合は、令和7年9月5日(金)までの消印のあるものについて受け付けいたします。

(2) 事前に準備が必要なもの

- ・インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンなど
- ・顔写真データ
※写真は、上半身(正面向き)、無帽、3か月以内に撮影したもので、縦横の比率を4:3としてください。
※写真のデータ形式は、「.png」、「.jpg」、「.jpeg」のいずれかとしてください。
※証明用写真でなくとも差し支えありませんが、試験実施期間の最後まで使用されます。

【インターネット申込の手順】

受験申込みは、北海道電子申請サービスを利用して行います。
次のURLまたは2次元コードから申込手続きを行ってください。

北海道電子申請サービス

エル
<https://www.harp.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>
エル



①利用者登録

北海道電子申請サービスの利用には、利用者登録が必要です。
北海道電子申請サービスにアクセスし、「利用者登録はこちら」から登録をしてください。

※利用者ID及びパスワードは必ず控えをとり、忘れないようにしてください。

既に利用者登録をされている方は、登録不要ですが、登録内容に変更がないか必ず確認してください。

②受験申込み

北海道電子申請サービスにアクセスし、「申請先の選択」画面で「北見市」を選択してください。
「手続の選択」画面に移りますので、手続名「北見市職員採用候補者試験(前期)」から受験申込みを行ってください。

申込み時に指定するEメールアドレス宛に受付完了の通知や申込内容に不備がある場合の照会を行います。
次のドメインを受信できるよう設定してください。 「city.kitami.lg.jp」、「harp.lg.jp」

電子申請による申込が完了すると入力したEメールアドレスに「受付完了のお知らせ」が届きますので、必ずご確認ください。

③受験票の交付

受験票は、北海道電子申請サービスを通じて電子データで交付します。
交付の準備ができましたら、Eメールアドレスに「通知書発行のお知らせ」が送信されますので、メールの内容に従って受験票をダウンロードしてください。

9月17日(水)までに受験票が交付されない場合は、北見市総務部職員課(電話 0157-25-1113)へお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱い

受験申込にあたって入力・記載された個人情報は、北見市が適切に管理し、北見市職員採用候補者試験の実施並びにこれに関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には利用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

受験申込にあたっては、個人情報の取扱いに同意のうえ申込願います。

6 合格発表から採用まで

合格発表	第1次試験	令和7年10月3日	北見市ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
	第2次試験	令和7年11月上旬 (予定)	北見市ホームページに受験番号を掲示するほか、受験者に通知します。
名簿登載	第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。 ※ 試験区分ごとの学歴要件、資格要件等を満たしていることを証明できない場合は、名簿から削除されます。(採用資格を失います。) ※ 補欠合格の場合は、令和8年2月1日までの間に欠員が生じた場合、必要に応じて採用候補者名簿に繰上登載されます。 ※ 補欠合格者が令和8年2月1日までの間に繰上登載されなかった場合は、不合格となりますが、育児休業代替任期付職員採用候補者名簿に登載されます。		
採用	採用は、採用候補者名簿の中から令和8年4月1日に行います。 ※令和8年3月1日以前に前倒しで採用する場合があります。		

7 給与について(令和7年4月1日現在)

給料(初任給)	大学卒	1級25号俸	220,000円
	短大卒	1級15号俸	204,400円
	高校卒	1級5号俸	188,000円
扶養手当	扶養親族のある人に支給します。(例:配偶者3,000円、子11,500円)		
住居手当	借家に住んでいる人等に支給します。(最高:27,000円)		
通勤手当	交通機関や自家用車を利用して通勤する人(2km以上)に支給します。(最高:150,000円)		
期末・勤勉手当	年間で給料等の4.60か月分を支給します。		

※給与は、改定などにより上記と異なる場合があります。

※職歴等がある場合は、職務内容や経験年数等を考慮し初任給を決定します。

問い合わせ

北見市総務部職員課人事担当

TEL 0157-25-1113

E-mail shokuin@city.kitami.lg.jp

